

令和7年11月18日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

有料職業紹介事業等に関する本会の対応及び会員への注意喚起のお願い

平素より本会事業の推進に格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび日本医師会より、標記の件につき通知がございましたのでお知らせ申し上げます。
貴会会員等への周知にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

1. 第2回都道府県医師会長会議を踏まえた日本医師会の対応について（報告）

(1) 審議会等での発言

去る10月27日に開催された社会保障審議会医療部会において、医療界として有料職業紹介事業の健全性に強い疑念を抱いている旨を表明し、国に対し早急な対策を講じるよう求めたとのことです。

(2) 個別事項に関する対応について

各医師会による調査では、事業者による不適切な転職勧奨に関する事例が報告されているとのことです。紹介した人材に対する「2年以内の転職勧奨」は指針で明確に禁止されており、そのような事例が確認された場合には、都道府県労働局へ相談するよう促しています。

(3) 日本医師会ホームページの更新について

日医ホームページにおいても、有料職業紹介等の利用に関する注意喚起を掲載しているため、会員医療機関にご周知ください。

2. 雇用仲介事業の利用を巡るトラブルに関する注意喚起について（厚生労働省作成リーフレットについて）

厚生労働省作成のリーフレットには、雇用仲介事業を巡るトラブル事例が記載されています。各種リーフレットは以下の厚生労働省ホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00005.html

3. 「医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者認定制度」のリーフレットについて

日本人材紹介事業協会では、「適切な有料職業紹介事業者の認定制度」を実施しています。今年度版のリーフレットを本会連絡ボックスに1部配布いたしますので、周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

大阪府医師会 総務部 総務課
電話：06-6763-7000
FAX：06-6764-0267

令和 7 年 1 1 月 1 1 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 今 村 英 仁

(公印省略)

有料職業紹介事業等に関する本会の対応及び会員への注意喚起のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

去る 10 月 21 日に開催した第 2 回都道府県会長会議におきましては、有料職業紹介事業に関する貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

その後の本会の対応につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。また、厚生労働省において、雇用仲介事業利用にあたっての留意事項に関するリーフレットを作成しています。会員への周知につき、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

1. 会長会議を踏まえた日本医師会の対応について（報告）

(1) 審議会等での発言

去る 10 月 27 日の社会保障審議会医療部会において、医療界として、有料職業紹介事業の健全性に極めて強い疑念を抱いている旨表明いたしました。特に、高額な紹介手数料が医療機関の経営を圧迫している点については、本会の調査結果も示して厳しく指摘しました。早期離職や人材のミスマッチ、悪質事例によるトラブルも報告されている現状を踏まえ、手数料の上限規制や在職期間に応じた成果報酬型制度の導入など、国として早急な対策を講じるよう主張するとともに、適正事業者認定制度や都道府県労働局特別相談窓口の周知、公的機関（ハローワークやナースセンター等）の機能強化も要望いたしました。

また、10 月 30 日に開催された自民党の「医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟」では、上記に加え、職業安定法（第 32 条の 13）で定められている求職者への手数料に関する事項の明示について言及し、医療機関が負担している高額な紹介手数料の実態を求職者に適切に知らせるよう併せて要望しました。

現在、本会と四病院団体協議会とのワーキンググループにおいても検討

を進めており、今後さらなる要望を行っていく予定です。

(2) 個別事項に関する対応について

- ・ 都道府県労働局に「医療・介護・保育分野求人者向け特別相談窓口」について問い合わせても、すぐに窓口につながらなかったとのご指摘を受け、厚生労働省に対し都道府県労働局内での周知徹底を要請しました。厚生労働省より都道府県労働局に対し、内部での周知と適切な対応について通知しています。
- ・ 各医師会による調査でも、事業者による不適切な転職勧奨に関する事例が挙げられています。紹介した人材に対する2年以内の転職勧奨は、指針で明確に禁止されているものであり、メール等であっても転職勧奨となりますので、そうした事例が発覚した場合には、都道府県労働局へご相談ください。

(3) 本会ホームページの更新について

本会ホームページでも、有料職業紹介等の利用にあたっての注意喚起を行っておりますので、会員医療機関等への周知にご活用ください。

<https://www.med.or.jp/doctor/region/001940.html>

2. 雇用仲介事業の利用を巡るトラブルに関する注意喚起について（厚生労働省作成リーフレットについて）

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長他連名で、雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）の利用にあたっての留意事項に関する周知協力依頼がありました。

雇用仲介事業の利用にあたっての留意点については、これまでも令和6年11月29日付日医発第1478号の文書等をもってご連絡してきたところですが、改めて、利用料金・違約金等の支払いを巡るトラブルに関する注意喚起のリーフレットが作成されました。

令和7年4月より、雇用仲介事業者は、求人者に対し利用料金・違約金等について明示することが義務づけられています。求人側も、契約締結前に、明示された契約内容を十分に確認・検討していただくようお願いいたします。

リーフレットにはトラブル事例が記載されています。特に募集情報等提供事業（求人サイト等）に関して、複数の事業者から成功報酬を請求されるケースがあります。上記第1478号のリーフレットにも記載されている通り、契約内容の確認とともに、採用の経緯を整理しておく等の対応をお願いいたします。

各種リーフレットは厚生労働省のホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00005.html

3. 「医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者認定制度」のリーフレット送付について

日本人材紹介事業協会（人材協）において「適正な有料職業紹介事業者の認定制度」（厚生労働省委託事業、本会も参画）が実施されています。

先日の会長会議でも、本制度の認知度の低さが指摘されたところです。今年度版のリーフレットをお送りいたしますので、周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

※別送にて 100 部お送りいたします。人材協のホームページからもダウンロード可能です。

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

（リーフレットの内容の一部変更について）

リーフレットに挟み込まれた「適正認定事業者一覧」は 2025 年 6 月 1 日現在のもので、9 月 12 日付で 1 社（株式会社キャリア）が認定取消となり、別添の 11 月 1 日付の一覧が最新となります。併せてご周知のほどよろしくお願いいたします。

◆最新認定事業者一覧

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/certifications/>

つきましては、貴会におかれましてもご了知の上、管下郡市区医師会及び会員医療機関への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。